

旭川市先端設備等導入計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）に基づき、国から先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画の同意（以下「同意導入促進基本計画」という。）を受けた本市が、同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入をしようとする中小企業者が作成する計画（以下「先端設備等導入計画」という。）の認定等を行うに当たり、法等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同意導入促進基本計画 本市が作成し、法第50条第1項の規定に基づき、変更した協議書を、北海道経済産業局に協議し、同意を受けたものをいう。
- (2) 先端設備等導入計画 労働生産性の向上を図るため、法第52条第1項の規定に基づき、中小企業者が作成した先端設備等の導入に関する計画をいう。
- (3) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (4) 認定先端設備等導入計画 法第52条第4項の規定に基づき、市長が認定した先端設備等導入計画をいう。ただし、法第53条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。
- (5) 先端設備等 法第2条14項に規定する設備等をいう。

(認定の対象者)

第3条 認定対象者は、本市に所在する中小企業者とする。

(認定の申請)

第4条 先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第25条各項の規定により、次に掲げる書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

- (1) 先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート
- (2) 先端設備等導入計画に係る認定申請書
- (3) 先端設備等導入計画（別紙）
- (4) 先端設備等導入計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類（認定経営革新等支援機関の事前確認書）
- (5) 税制措置の対象となる設備等を導入する場合は、認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書
- (6) 税制の特例措置を受ける場合は、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

- (7) 導入する先端設備等のうち、第5号の要件に該当する設備等をリース契約で取得する場合は、リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の決定)

第5条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を精査した上で、適当と認めるときは先端設備等導入計画に係る認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、認定しなかった場合は先端設備等導入計画に係る不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(計画の報告・調査)

第6条 先端設備等導入計画の認定を受けた申請者（変更の認定を受けた申請者も含む。以下「認定申請者」という。）は、認定先端設備等導入計画に基づく事業を行わなければならない。

2 市長は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成17年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号。）に基づき、認定先端設備等導入計画の進捗状況を把握するため、認定申請者に対し、当該計画の遂行に関して報告を求め、又は実地調査するものとする。

(計画の変更等)

第7条 認定申請者は、認定先端設備等導入計画を変更しようとするときは、施行規則第26条各項の規定により、次に掲げる書類を市長へ提出し承認を得なければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

- (1) 先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート
- (2) 先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書
- (3) 変更後の先端設備等導入計画（別紙）
- (4) 先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類
- (5) 変更後の先端設備等導入計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類（認定経営革新等支援機関の事前確認書）
- (6) 税制措置の対象となる設備等を導入する場合は、認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書
- (7) 先端設備等導入計画の変更により追加する先端設備等のうち、前号の要件に該当する設備等をリース契約で取得する場合は、リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の承認をしたときは、その旨を先端設備等導入計画の変更に係る認定通知書（様式第4号）により認定申請者に通知するものとする。また、変更を認定しなかった場

合は先端設備等導入計画の変更に係る不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項のただし書による軽微な変更とは次に掲げるものとする。

- (1) 法人の代表者の変更，先端設備等の金額の若干の変更，資金調達額の若干の変更等
- (2) 認定先端設備等導入計画の趣旨が変わらないような軽微な変更等

（有効期間）

第8条 認定の有効期間は，認定先端設備等導入計画に定めた期間内（最大5年間）とする。

ただし，前条第2項の規定により変更の認定を受けた認定先端設備等導入計画における事業の実施期間については，変更前の当該計画を実施した期間を含めて，認定先端設備等導入計画に定めた期間内とする。

（認定の取消し）

第9条 市長は，認定先端設備等導入計画に基づく生産性向上のための事業が行われていないと認めるときは，当該認定を受けた計画の代表者について，意見を聴き，認定を取り消す必要がある場合には，当該認定を取り消すことができる。

2 市長は，前項の取消しをするときは，認定を取り消す理由を記載の上，先端設備等導入計画の認定取消しに係る通知書（様式第6号）により認定申請者に通知するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成30年6月14日から施行する。

附 則（平成31年3月12日一部改正）

この要綱は，平成31年3月12日から施行する。

附 則（令和2年6月1日一部改正）

この要綱は，令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月16日一部改正）

この要綱は，令和3年6月16日から施行する。

附 則（令和4年6月8日一部改正）

この要綱は，令和4年6月8日から施行する。

附 則（令和5年4月1日一部改正）

1 この要綱は，令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

(様式第1号)

＜先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート＞

以下必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付して下さい。

事業者名
住所(返送先)
本件担当者名
担当者メールアドレス
電話番号
FAX番号

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】

I 必要提出書類について
II 申請書・計画の記載事項について
III 配慮すべき事項について
IV その他
申請者チェック
旭川市使用欄

代表者名

【認定経営革新等支援機関の名称等を記載】

認定経営革新等支援
機関の名称

支店名

担当者
連絡先(TEL)

※支店がある場合は支店名を記載

備考欄(旭川市使用欄)

受領日: 年 月 日

(様式第2号)

旭 産 第 号
年 月 日

様

旭川市長

先端設備等導入計画に係る認定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第52条第4項の規定に基づき認定する。

(様式第3号)

旭 産 第 号
年 月 日

様

旭川市長

先端設備等導入計画に係る不認定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、下記の理由により不認定とする。

記

不認定の理由

(様式第4号)

旭 産 第 号
年 月 日

様

旭川市長

先端設備等導入計画の変更に係る認定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第53条第5項において準用する法第52条第4項の規定に基づき認定する。

(様式第5号)

旭 産 第 号
年 月 日

様

旭川市長

先端設備等導入計画の変更に係る不認定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、下記の理由により不認定とする。

記

不認定の理由

(様式第6号)

旭 産 第 号
年 月 日

様

旭川市長

先端設備等導入計画に係る認定の取消しに係る通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定をした先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第53条第3項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消す。

記

認定を取り消す理由